

Title	公共放送の内部監督機関の委員構成と放送の自由：第2ドイツ・テレビ事件判決
Sub Title	
Author	鈴木, 秀美(Suzuki, Hidemi)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2015
Jtitle	メディア・コミュニケーション：慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media communications research). No.65 (2015. 3) ,p.107- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20150300-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公共放送の内部監督機関の 委員構成と放送の自由

——第2ドイツ・テレビ事件判決——

鈴木秀美



▶ 1 はじめに

国際的にみて多くの国で公共放送と民間放送の並存体制が採用されている。とりわけヨーロッパ諸国では、公共放送が社会において重要な役割を果たしている。日本では日本公共放送協会（NHK）が公共放送として設立されているが、本稿が検討の対象とするドイツには2種類の、性質の異なる公共放送がある。ひとつは、戦後、旧西ドイツ地域がまだイギリス、アメリカ、フランスに占領されていた時期に、地域ごとに設立された放送協会によって形成されるドイツ公共放送連盟（ARD）である。ARDは、現在でも、原則として州を単位として地域ごとに設立された放送協会の連合体として活動している⁽¹⁾。もうひとつが、第2ドイツ・テレビ（ZDF）である⁽²⁾。ZDFの成立は、連邦憲法裁判所の判決を端緒としている。戦後、ドイツの復興の基礎を築いたアデナウアーを首相とする連邦政府は、ドイツ社会民主党（SPD）に近く、アデナウアーのキリスト教民主同盟／社会同盟（CDU/CSU）政権に批判的だったARDに対抗するため、敗戦国ドイツに配分されることになった2つめのテレビ用の周波数のために、連邦が出資して新たに放送局「ドイツテレビ有限会社」を設立しようとした。しかし、連邦による新放送局設立の合憲性が連邦と州の権限配分と放送の自由の観点から問題視され、連邦憲法裁判所において争われた結果、1961年の第1次放送判決⁽³⁾によって、放送についての立法権限は、連邦ではなく州にあることが確認された。この判決を受けて、ドイツに新たに配分されるテレビ用の周波数のために、すべての州の間で締結された州際協定（以下では、「ZDF州際協定」）に基づいてZDFが設立されることになった。ZDFは、マインツを所在地とする全国向けテレビ放送のための放送局である。その後、ドイツの放送法は、外国向け放送を除いて、州法または州の間で締結される州際協定として制定されており、統一的な放送政策はすべての州首相が参加する州首相会議の全会一致の決議によって決定されている。

第1次放送判決は、公共放送が国家からも、特定の社会的勢力からも影響力を行使されないためには、当時、ARDを形成する公共放送協会を採用されていた、公共放送の外部に監督機関を設置するのではなく、公共放送の内部に様々な社会的勢力の代表者によって構成される監督機関を設置し、この監督機関に公共放送の活動についての監督権限を委ねるべきだという、内部的多元主義（Binnenpluralismus）⁽⁴⁾と呼ばれる考え方を認めた。連邦憲法裁判所は、公共放送に対する監督を政府に委ねず、公共放送の内部に設置される監督機関に委ねることで、公共放送の国家からの自由を確保するとともに、内部監督機関を様々な社会的勢力の代表からなる委員会における合議制によるものとするすることで、公共

放送を一部の社会的勢力によって利用されることから守ることができると判断した。そこで、ZDF 州際協定は、この判決に従って、ZDF 内部に経営委員会（Verwaltungsrat）とテレビ委員会（Fernsehrat）という2つの監督機関を設けた。

ところが、戦後のドイツで CDU/CSU と SPD の二大政党による政治が定着するにつれて、この二大政党が ZDF や ARD を構成する公共放送協会の人事や番組の編成に影響を及ぼすようになった。そのような影響力の行使を可能にしたのが、内部監督機関の委員構成である。ZDF と ARD を構成する公共放送協会の内部監督機関の委員構成の詳細は、それぞれの設立根拠となっている法律や州際協定によって定められ、放送協会ごとに異なっている。ただし、州首相、連邦議会や州議会の議員、市町村長などといった国家権力の担い手や、強い政治的影響力をもつ政党の代表も内部監督機関の委員になることが許されていることもあり、いくつかの公共放送協会、とりわけ ZDF ではその傾向が顕著になっていることがかねてより問題視されていた⁶⁾。

そのような状況で、2009 年、ZDF において当時のマルクス・シェヒター会長が望んだニコラウス・ブレンダー報道局長の契約延長が経営委員会によって否決されるという事件が起きた。ZDF では、局長レベルの人事について会長の決定が有効になるためには、14 人の委員で構成される経営委員会において少なくとも 9 人の同意が必要とされている。ブレンダー報道局長の契約延長が経営委員会で否決された理由は、表向きには報道番組の視聴率低迷であったが、本当はいかなる政治的圧力にも屈しない態度を貫くことで知られたブレンダー報道局長を ZDF から排除したいという政治的意向が働いたからだというのが衆目の一致した見方で、それを主導したのが、経営委員会の副委員長だった当時のヘッセン州首相ローランド・コッホ（CDU）だった。現役の州首相が ZDF 会長の望んだ報道局長の契約延長を阻止したこの出来事は、「ブレンダー事件」（Fall Brender）と呼ばれ、これを契機として ZDF の内部監督機関の委員構成に世間の大きな関心が寄せられることになった。

2011 年、SPD が政権を握り、伝統的に放送政策の中心的役割を果たしてきたラインラント・プファルツ州政府は、ZDF 州際協定の内部監督機関の委員構成を定めている条文の合憲性審査（抽象的規範統制）を求めて連邦憲法裁判所に提訴した⁶⁾。同じく SPD が政権を握っているハンブルク州もこの憲法裁判に加わった⁷⁾。これに対して下されたのが連邦憲法裁判所の 2014 年 3 月 25 日の違憲判決⁸⁾である（以下では、「ZDF 事件判決」または「本判決」という）。違憲とされたのは、ZDF の経営委員会とテレビ委員会に、州の首相や政治家が多数含まれていることだった。連邦憲法裁判所は、国家権力の代表または国家に近い代表の人数について、内部監督機関の委員全体の 3 分の 1 を超えてはならないという明確な基準を示し、従来の ZDF 州際協定によって定められた経営委員会とテレビ委員会の委員構成が憲法違反であることを確認した。なぜなら、公共放送の監督機関の委員構成は、放送の自由（基本法 5 条 1 項 2 文）に基づき多様性維持の要請に従わなければならないし、その要請からは、公共放送の組織を国家から遠ざけること（Staatsferne）も要請されるのに、ZDF の内部監督機関の委員構成はその要請に適っていないと判断されたからである。連邦憲法裁判所は、これまでも放送についての重要な判決を下してきたが、ZDF 事件判決は、第 14 次放送判決⁹⁾として、第 1 次放送判決で認められた内部的多元主義の再活性化を試みたとみることができる¹⁰⁾。なお、連邦憲法裁判所は、違憲とされた ZDF 州際協定の規定をただちに無効にすることは控え、2015 年 6 月 30 日までという期限を設けて、それまでに ZDF 州際協定を改正するよう立法者に求めた。

以下では、ZDF の経営委員会とテレビ委員会の組織および ZDF 事件判決のきっかけとなったブレンダー事件を概観した上で、ZDF 事件判決によって連邦憲法裁判所が示した公共放送の内部監督機関の委員構成についての判断を明らかにし、それについて若干の分

析を試みることにしたい。

▶ 2 ZDF の内部監督機関⁽¹⁾

(1) 権限・任期

ZDF では、放送事業を担い、番組について責任を負う会長と並んで、経営委員会とテレビ委員会が設けられ、この2つの内部監督機関に様々な権限が与えられている。

経営委員会の重要な役割は、会長の経営面の活動を監督することである。経営委員会は、会長の雇用契約と会長が作成した収支予算を議決する。会長が経営面で重要な職務を行うためには経営委員会の承認が必要となる。また、会長が編成局長、報道局長、経営局長および副会長を任命するためには経営委員会の5分の3の多数の同意（委員が14人の場合、9人以上の同意）が必要となる。経営委員会は、テレビ委員会の承認を得て会長を罷免することができる。そのためには、経営委員会とテレビ委員会のいずれにおいても5分の3の多数決が必要となる。委員の任期は5年、再任も可能である。

これに対し、テレビ委員会には、委員の5分の3の多数決によって会長を任命する権限がある。その他、テレビ委員会は、番組基準を定め、番組基準および州際協定に規定された一般的な番組原則の遵守についての監督を行う。また、番組に関連する問題について会長に助言を与える。委員の任期は4年、再任も可能である。

(2) 委員構成

経営委員会は、前述の通り、14人の委員からなる（ZDF 州際協定 24 条 1 項）。内訳は、州の代表 5 人（a）、連邦政府が任命する連邦の代表 1 人（c）、テレビ委員会から5分の3の多数決によって選出される 8 人（b）である。テレビ委員会から選出される委員は、政府や立法機関との兼職が禁止されている（ZDF 州際協定 24 条 1 項 b）。

これに対しテレビ委員会は、77人の委員からなる（ZDF 州際協定 21 条 1 項）。そのうち 16 人は州の代表（a）、3 人は連邦の代表（b）である。これに、連邦議会の議席数に比例して選出される政党の代表 12 人（c）、宗教界の代表 5 人（d～f）、組合、経営者、スポーツ団体、福祉団体、地方公共団体等、ZDF 州際協定に個々に定められた社会的勢力の代表 25 人（g～q）、さらに、教育、科学、芸術、文化、映画、自由業、青少年保護、消費者保護、動物保護等の分野からと包括的に定められた代表 16 人（r）である。この 16 人は、「R グループ」と呼ばれている。

テレビ委員会の委員のうち、連邦、州、政党、宗教界はそれぞれの責任で代表となる委員を派遣する。個々に定められた社会的勢力の代表 25 人と包括的に定められた社会的勢力の代表 16 人は、州首相が任命する。個々に定められた社会的勢力の代表を任命する際には、各団体から推薦された 3 人の中から代表が選ばれる。これに対し、包括的に定められた社会的勢力の代表は、16 人の州首相が直接に任命する。この 16 人の選考について詳しい条件は法定されていない（ZDF 州際協定 21 条 4 項）。州と連邦によって派遣される委員を除いて、テレビ委員会の委員は、連邦政府や州政府との兼職が禁止されている（ZDF 州際協定 21 条 8 項 2 文）。

なお、経営委員会の委員およびテレビ委員会の委員のうち、連邦、州、政党、宗教界の代表は、その母体の判断でいつでも交代させることができる。

(3) 活動

テレビ委員会は、毎年 3 ヶ月に 1 回、委員会を開催する。経営委員会は、定期的に毎年 6 回、委員会を開催する。決議を下すためには、どちらの委員会も全構成員の少なくとも

半数の委員が出席していなければならない。5分の3と明文でさだめられていない限り、通常の決議は過半数による。テレビ委員会には、前述の通り、会長を任命する権限だけでなく、14人で構成される経営委員会の8人の委員を選出する権限も与えられているなど、ZDF州際協定では、内部監督機関として経営委員会よりもテレビ委員会に重点が置かれている。

テレビ委員会は、委員会規則によって6つの小委員会（Ausschüsse）を設置している。経営委員会も2つの小委員会を設置している。小委員会では、テレビ委員会と経営委員会の本会合の開催のための準備が行われる。

これに加えて、テレビ委員会では非公式にいわゆる「派閥」（Freundeskreise）が2つ組織されており、「CDU派閥」と「SPD派閥」と呼ばれている。2つの派閥は、それぞれCDU/CSUとSPDの経験豊かな政治家をリーダーとしている。テレビ委員会の委員のほとんどは、2つの派閥のどちらかに属している。通常、テレビ委員会の本会合の前日に小委員会が開催され、その後に派閥の会合も開催される。そして、派閥会合では本会合において審議され、決議される予定の議題について派閥としての態度決定を事前に非公式に行う。ZDF事件判決のパウルス裁判官反対意見は、口頭弁論においてZDF会長が、テレビ委員会の前夜、会長はCDU派閥の会合に、副会長はSPD派閥の会合に出席すること、2つ派閥の会合は同じホテルで、同じ時間に開催されるため、両方の会合に出席することは事実上できないと証言したこと、そして、同じことがきわめて正確に、長期にわたってZDF会長だったディーター・シュトルテの回顧録⁽¹²⁾でも述べられていることに言及し、このことから、会長と派閥の親和性はかつてとは変化しているという現会長の発言は立証されえないと述べている⁽¹³⁾。

憲法学者で、1978年から1992年までテレビ委員会の委員を14年間務めたことがあるクリスチャン・シュタルクの観察によれば、2つの派閥は、人事その他の問題について、相互に情報を提供し合い、話し合い、衝突を回避することを重視しており、極端な意見は派閥の話し合いの段階で排除されていたという⁽¹⁴⁾。ZDFの監督機関の委員構成に国家の代表が多すぎるといふ憲法上の問題があったとしても、二大政党にとっては都合がよく、他の勢力が多数派を形成することもなかったため、連邦憲法裁判所に合憲性審査を求めて提訴する動機に欠けていた。しかし、ブレンダー事件で、当時のヘッセン州首相に主導されたCDU派閥が、両派閥が50年に渡って維持してきた友好関係をないがしろにしたことが、SPDがラインラント・プファルツ州を通じて連邦憲法裁判所に合憲性審査を求めて提訴する契機となった、とシュタルクは指摘している。

▶ 3 ブレンダー事件から憲法裁判への経緯

近年、ドイツでは政府や政党が公共放送の報道に対して政治的影響力を行使しようと働きかけ、番組制作者がそれに反発するという事件がいくつか発覚し話題になった。なかでも、世間で大きな注目を集めたのが、前述したブレンダー事件である。ZDFにおいて、当時のシェヒター会長は、ブレンダー報道局長の契約延長を望み、2009年3月、それを経営委員会に提案した。ところが、同年11月、ブレンダー報道局長の契約延長は経営委員会によって否決された⁽¹⁵⁾。

前述の通り、ZDFにおいて局長レベルの人事について会長の決定が有効になるためには、14人の委員で構成される経営委員会において少なくとも9人の同意が必要とされている。当時の経営委員会の委員構成は、CDU派閥9人とSPD派閥5人に色分けされていた。ブレンダー報道局長の契約延長は、経営委員会の副委員長だった当時のヘッセン州首相ローランド・コッホの主導の下、同じく委員だった元バイエルン州首相エドムント・ス

トイバーも同調し、経営委員会の同意のために必要な9人の賛成を得ることができず否決された⁽¹⁶⁾。

コッホは、ブレンダー報道局長の契約延長を認めないことを事前に明らかにしていたことから、経営委員会の決定に先立ち、35人の憲法学者が経営委員会の委員に対して、「ブレンダー事件—放送の自由についての試金石」というタイトルの下、放送の自由の理念に照らし、政治的動機で報道局長人事についての決定を下すべきではなく、会長が提案したブレンダー報道局長の契約延長に同意すべきだという趣旨の声明を発表したが⁽¹⁷⁾、経営委員会の最終判断に影響を与えることはできなかった。2000年4月から報道局長の職にあったブレンダーは、これによって2010年3月末をもってZDFを去ることになった。前述の通り、契約延長を認めなかったことについて、コッホは、報道番組の視聴率が低いことを表向きの理由としたが⁽¹⁸⁾、本当は、ブレンダー報道局長が、いかなる政治的圧力にも屈しない態度を貫いてきたため、それを嫌ったコッホによってZDFから排除されたというのが大方の見方であった。

ブレンダー事件について、これを法的にどのように争うべきかが次の争点となった。例えば、ZDF会長が経営委員会の権限濫用であると主張して行政裁判所で争う可能性もあると指摘されたが、会長はその手段をとることを望まなかった⁽¹⁹⁾。

緑の党と左派党は、連邦憲法裁判所に合憲性審査を求めようと、マインツ大学教授データー・デルに訴状を依頼し、基本法で定められた抽象的規範統制に必要な連邦議会議員4分の1の同意を得ようと他の政党に働きかけたが、SPDが賛同せず、必要な人数を集めることができなかった。ラインラント・プファルツ州の首相クルト・ベックは、当初、州首相会議に提案して経営委員会の権限を制限するなど、ZDF州際協定を改正しようとしたが、CDU/CSUが政権を握っている州の協力を得ることができなかった⁽²⁰⁾。このため最終的に、2011年1月にラインラント・プファルツ州がZDF州際協定の合憲性審査（抽象的規範統制）を求めて連邦憲法裁判所に提訴した⁽²¹⁾。同州は、ケルン大学教授カール＝E・ハインとハンス・ブレドウ研究所教授のヴォルフガング・シュルツに訴訟代理人を依頼した。同じくSPDが政権を握っているハンブルク市もこの憲法裁判に加わった⁽²²⁾。

それまでも政党がZDFに大きな影響力を行使していることが問題とされていたにもかかわらず、ブレンダー事件をきっかけにSPD側が連邦憲法裁判所にあえて提訴した背景には、コッホがZDF人事の不文律を破ったからだという指摘がある。それによると、ZDFでは、CDU/CSUと自由民主党（FDP）が会長と編成局長を選び、SPDと緑の党が報道局長と経営局長を選ぶという人事についての不文律があったという⁽²³⁾。この不文律に従えば、報道局長はSPDが選ぶべきポストであるのに、CDU派閥の委員が報道局長の契約延長を拒んだ。これは、SPDにとって、本来は自己の影響力を行使できるはずの人事へのCDU/CSUからの干渉であり、だからこそ見過ごすことはできなかったというのである。

ラインラント・プファルツ州とハンブルク市が憲法裁判で争ったのは、以下の点である⁽²⁴⁾。ZDFのテレビ委員会の委員構成についてみると、政党の代表、地方自治体の代表等を含めて計算すると77人の委員のうち35人（45.45パーセント）が直接に国家に属するとみることができる。これだけの割合を占めていれば、その他の委員に呼びかけて過半数を取ることも不可能ではないし、35人という人数は会長選任において必要となる5分の3の多数決（47人）においては、その成立を阻止できることを意味する。さらに、35人以外の委員についても多くが国家の影響の下に任命されている。本来、教育、科学、芸術、文化など様々な分野から選考すると包括的に定められた16人の代表（いわゆる「Rグループ」）は、専門性の基準とは無関係に州首相によって任意に選考されている。また、各団体から3人ずつ推薦され、首相会議でその中から選考される社会的勢力の代表25人

についても、その選考は、3人の間で団体側が付けた優先順位には拘束されない。これら41人を国家の側が選んだ委員に算入することはできないが、このような選考の仕方が国家の影響力をさらに強めている。そのうえ、国家に関与したり、政党に結びついている職務とテレビ委員会の委員の兼職を禁止するための規律が不十分であるため、国家に関与したり、政党に結びついている職務につきながら、社会的勢力の代表としてテレビ委員会の委員に選ばれていることがある。

同じことは経営委員会にもあてはまる。14人の委員のうち6人（約43パーセント）は州と連邦によって、すなわち国家によって選ばれている。過半数を獲得するため、あと2人の委員を味方に付けることも可能である。また、6人という人数は、5分の3の多数決（9人）において、その成立を阻止することができる。そのうえ、テレビ委員会においてなされるそれ以外の8人の選考においても、国家の影響力が及んでいる。国家や政党の代表がこの8人の委員に選ばれないようにするための十分な兼職禁止の規律もない。

これでは、たとえ委員に自由な判断権が与えられていても、再任が可能であること、そのうえすべての経営委員と、テレビ委員会の州、連邦、政党によって任命された委員は、いつでも、理由を示す必要もなく、任命した母体によって交代させられることからして、委員が国家や政党から事実上の影響を受けることを阻止できない。

以上の理由から、ラインラント・プファルツ州とハンブルク州は、前述のような委員構成を可能にしているZDF州際協定の諸規定が、放送の自由（基本法5条1項2文）から生じる放送がその機能に適うよう、国家から遠ざけられていることについての要請に抵触すると主張した。この要請によれば、国家は、とりわけZDFの番組に特定の影響力を行使することは許されない。そのことからすれば、国家による支配の単なる可能性さえ予防的に排除されなければならないはずだというのである。

2013年11月5日、連邦憲法裁判所において口頭弁論が開かれた。その際、裁判官からZDFの監督機関の委員構成について厳しい質問がなげかけられたことから、違憲判決が下されるのではないかとこの予測が広がった⁽²⁵⁾。新聞報道⁽²⁶⁾によれば、マーキング裁判官は、テレビ委員会に設置された小委員会について、「なぜ、6つのうち4つの小委員会の委員長が国家に近い委員なのか」、「小委員会に占める国家代表の割合が、少なくとも半数を占めているが、なぜ西部ドイツ放送協会（WDR）のように3分の1に制限できないのか」と質問した。また、いわゆる「Rグループ」に属する16人の委員について、具体的に5人の委員（欧州議会議員アンゲリカ・ニープラー、ドリス・バック、州議会議員ホルガー・ツァストロー、カートリン・ブッデ、ラルフ・ホルツシューアー）について、「彼らがどの社会的集団に属しているのか、説明して欲しい」と質問した。これに対して、2013年1月までラインラント・プファルツ州首相を務め、口頭弁論の当時、ZDF経営委員会の委員長でもあったクルト・ベックは、社会集団への帰属を厳密に考慮して選考しているのではなく、16州の首相がそれぞれに1人ずつ任意に委員を任命していることを認めたという。

この事件に対しては、多数の州政府、左派党と同盟90／緑の党の連邦議会会派、バイエルン州議会、諸団体、ZDF、ARD等が意見を提出した。

そのうち、ラインラント・プファルツ州とハンブルク市の立場を支持したのは、バーデン・ヴェルテンベルク州、ブレーメン市、ノルトライン・ヴェストファーレン州、左派党と同盟90／緑の党の連邦議会会派、労働組合、ドイツ・ジャーナリスト連盟、ドイツ新聞経営者連盟、公共編集者委員会連盟（AGRA）⁽²⁷⁾、ドイツ公務員連盟、ドイツ赤十字、ドイツ・オリンピック・スポーツ連盟、ARD等である。これに対し、バイエルン州議会、バイエルン州、ヘッセン州、ザールラント州、ザクセン州、地方公共団体の連盟等は、抽象的規範統制の訴えには理由がないと主張した。

▶ 4 第2ドイツ・テレビ事件判決

(1) 判旨

2014年3月25日、連邦憲法裁判所は、ZDFの経営委員会とテレビ委員会の委員構成に関するZDF州際協定の諸規定を違憲とする判決を下した。判旨は以下の通りである。

- ① 公共放送協会の監督機関の委員構成は、基本法5条1項の2文に基づく多様性確保の要請に従わなければならない。それによれば、社会共同体のあらゆる領域から、可能な限り様々な視点および経験の範囲をもった人物が含まなければならない。
 - a) 立法者は、この機関の構成員を任命する際、可能な限り様々なグループおよび規模の大きな、公共的な生活を規定する団体と並んで、交互に小規模の集団も考慮すること、関連性なく組織された観点が表出されるよう配慮しなければならない。
 - b) 多様性維持のために、立法者は、社会的集団から派遣される委員と並んで、様々な国家のレベルに属するものを含むことができる。
- ② 公共放送の組織は、多様性の要請の表出として、国家から（放送を）遠ざけるという要請を満たさなければならない。それによれば、監督機関の国家的委員および国家に近い委員の影響は、徹底的に制限されなければならない。
 - a) 国家の委員および国家に近い委員の割合は、全体として、それぞれの委員会の法律上の委員の3分の1を超えてはならない。
 - b) それ以外の委員については、公共放送の監督機関の委員構成が、徹底的に国家を遠ざけるように形成されなければならない。行政の代表は、国家から遠い委員の選考に特定の影響力をもってはならない。立法者は、国家から遠い委員のために、個人的観点から当該委員を国家から遠ざけることを保障する、兼職禁止についての規律を設けなければならない。

(2) 放送の自由と内部監督機関のあり方

連邦憲法裁判所では、第1法廷が主として基本権に関連する事件を担当している。第1法廷では、8人の裁判官の中で特定の分野ごとに担当を決め、事件の争点に応じて担当裁判官が審理のための調査や、判決原案の作成を行う仕組みになっている。表現の自由に関わる事件は、コンラート・ヘッセ裁判官（1975年～1987年）、ディーター・グリム裁判官（1987年～1999年）、ヴォルフガング・ホフマン＝リーム裁判官（1999年～2008年）と伝統的に公法学者が担当しており、2008年4月からはフライブルク大学教授であるヨハネス・マーキング裁判官が担当している。そこで、この分野を担当する裁判官が交代すると、これまでの放送判決によって確立された放送の自由についての判例が、新しい裁判官によっても維持されるか、それとも新しい方向性が示されるかに注目が集まる。ZDF事件判決は、連邦憲法裁判所の放送判決の流れを維持したとの評価を受けている⁽²⁸⁾。

連邦憲法裁判所が公共放送の監督機関の委員構成について合憲性を審査する際、その手がかりになるのは放送の自由である。連邦憲法裁判所は、1981年の第3次放送判決以来、放送の自由を「奉仕する自由」(dienende Freiheit)と理解してきた。憲法が保障する自由権は、本来は国家からの自由である。しかし、放送の自由の場合、その担い手の国家からの自由というよりも、放送が社会において果たすべき、自由な意見形成への奉仕という機能が重視されてきた。自由な意見形成は、個人の意見であれ、公的意見であれ、放送が自由であること、すなわち、国家からだけでなく、私的権力からも自由であることによって達成される。それゆえ、放送の自由は、放送が、国家だけでなく、私的権力にも利用さ

れることなく、自由にその機能を果たせるように放送制度を形成することを立法者に求める。「奉仕する自由」という理解には、放送の自由のこのような性格が含意されている。そして、放送の自由のこうした理解の背景には、「もし放送が自由な市場に委ねられたら、憲法上の要請はおそらく満たされないという経験的な基本想定」がある⁽²⁹⁾。放送の自由は、個人に保障された表現の自由とは異なり、法律によってあらかじめ形成されなければならない自由と考えられている。

ZDF 事件判決も、放送の自由についての上記のような理解を採用した上で、「既存の意見の多様性が放送において可能な限り広範かつ十分に表現される秩序の内容形成は、立法者の役割であり、その際、立法者には広範な形成の余地がある」と述べている。本判決によれば、多様性を確保するための規律の根拠は、「放送、とりわけテレビには、その普及作用、現実性、暗示力のために、そして、とりわけその内容が速やかに、それどころか同時に中継され、その際に音、文字、動画を組み合わせることができるということからも、顕著な意義がある、ということに存在している。…放送の自由の確保のために放送秩序を法律によって内容形成することについての要求は、そのため、コミュニケーション技術とメディア市場の発展によっても消滅していない」(Rn. 34)。

これに続けて、二元体制における公共放送の存在意義が強調される。「二元的放送秩序の枠組みにおいて、公共放送とそれによって確保される、放送による報道の古典的な機能的任務 (Funktionsauftrag)⁽³⁰⁾ の達成に特別な意義が認められる。公共放送は、民間の放送事業者に対するカウンターバランスとして、市場経済の刺激とは異なる決定の合理性に従い、それによって番組編成において独自のサービスを提供するという役割がある。公共放送は、自由な市場のみによっては保障されえない内容上の多様性に貢献しなければならない」。

本判決は、前述した公共放送の機能的任務を前提に、公共放送の組織を内部的多元主義の構造とすること、すなわち内部監督機関を設置することに憲法上の問題はないとする。そして、「公共放送による多様性確保を保障するために内部的多元主義のモデルを選択する際には、もちろん、この機能的任務を手がかりとした組織の詳細な内容形成も志向されなければならない」(Rn. 38) と述べる。そのためには、「合議機関の委員構成は、社会共同体のあらゆる領域から、可能な限り多様な視点および経験の範囲をもった人物が含まれるよう、調整されていなければならない。…立法者は、この機関の構成員を任命する際、可能な限り様々なグループおよび規模の大きな、公共的な生活を規定する団体と並んで、交互に、メディアに簡単にはアクセスできない小規模の集団も考慮すること、そして関連性なく組織された観点が表出されることに配慮しなければならない。…その際、立法者は、基本法 3 条 2 項 2 文に基づく性別に関する平等の委託も尊重しなければならない」(Rn. 39) という基本指針も示されている (判旨①と① a)。

さらに、本判決によれば、内部監督機関の委員の一部に国家の代表が含まれることも許される。「この機関に様々な視角が集約される委員構成を保障するためには、立法者は、社会的集団から派遣される委員と並んで、国家の領域の代表者にも一定の関与を認めることができる」(判旨① b)。なぜなら、国家の領域で活動している者は、民主制においてとくにオープンで、多角的で、批判的な報道に依拠しており、同時に、民主制の重要な構成要素でもある。本判決は、だからこそ、国家の領域の代表者が自ら公共放送に公益の観点を持ち込む可能性は、彼らの政治的責任にも適っていると述べている。そして、多様性確保という観点からは、監督機関に多様な視点を提供するために、国家のあらゆるレベルから代表を任命することができる (Rn. 41 - 42)。ただし、「公共放送の組織は、多様性の要請の表出として、同時に、(放送を) 国家から遠ざけるという要請を満たさなければならない」(判旨②前段)。本判決によれば、放送を国家から遠ざけるという要請は、多

多様性確保という目的を志向し、同時に放送の政治的利用を妨げるために、監督機関において国家とは無関係の委員に特定の影響力を与え、国家から派遣された委員および国家に近い委員の影響力行使を限定するように公共放送を内容形成することを求める（Rn. 48）。ここで、本判決が、上記のような考え方が、ヨーロッパ人権条約の要請にも適っているとして、ヨーロッパ人権裁判所の2つの判例⁽³¹⁾を援用していることも、同裁判所と連邦憲法裁判所の相互関係を考えるうえで注目に値する。

(3) 立法のための基準とあてはめ

前述の通り、公共放送の内容形成は原則として立法者の役割である。ただし、本判決は、多様性確保および放送を国家から遠ざけるという2つの要請から、監督機関のあり方については、憲法上、立法者の内容形成の限界となる基準を以下のように導き出す。

本判決によれば、まず、「公共放送の監督機関における国家の委員と国家に近い委員の影響を徹底的に制限しなければならない。その割合は、それぞれの機関の法律上の委員の3分の1を超えてはならない」（Rn. 51）（判旨②後段と②a）。同じことは小委員会にも妥当する（Rn. 56）。そして、どの委員が、この3分の1に制限される国家の代表と国家に近い代表にあたるかは、彼らがいかなる機能を果たしているかによって判断される（Rn. 57）⁽³²⁾。

次に、それ以外の、社会的勢力の代表の委員構成について、本判決は、多様性確保の観点も視野に入れつつ、徹底的に国家を遠ざけるように内容形成されなければならないという基準（Rn. 64）と、政府や行政の代表は、社会的勢力の代表の選考および任命に特定の影響力を持つてはならないという基準（Rn. 66）を示す（判旨②b）。また、社会的勢力の代表を、個人的に国家から遠ざけることを保障するために、立法者は、兼業禁止のための規律を設けなければならないという基準（Rn. 75）も示された（判旨②b）。さらに、本判決は、監督機関のすべての委員に選出母体の指図から自由な活動を可能にする地位を確保しなければならないという基準を示し、さらに、立法者は、公共放送の監督機関の活動について最低限度の透明性を保障するための規律を設けなければならないとした（Rn. 82）。

これらの基準によれば、テレビ委員会の委員構成について規律しているZDF州際協定21条は、様々な観点から基本法5条1項2文に違反する（Rn. 88 ff.）。なぜなら、①ZDF州際協定21条1項によれば、国家の代表と国家に近い代表の割合が3分の1を超えているからである。州の代表16人、連邦の代表3人、政党の代表12人、地方自治体の代表3人の占める割合は44パーセントであり、公共放送を国家から遠ざけるという要請に適っていない。さらに、②会長任命に関して5分の3の多数決としているZDF州際協定26条の規定との関係でも、国家の代表と国家に近い代表について定めるZDF州際協定21条1項は、放送を国家から遠ざけるという要請に適っていない。そのうえ、③州の首相が社会的勢力の代表の任命に関与する権限を持っていることも基本法5条1項2文に違反する。④ZDF州際協定21条は、社会的勢力の代表について、十分な兼職禁止についての規律を定めていない点でも放送を国家から遠ざけるための内容形成についての憲法上の要請を満たしていない。⑤同条は、すべての委員について、選出された母体の指図からの自由を十分には保障していない点、さらに、⑦公共放送の監督機関の活動について最低限度の透明性を保障するための規律が設けられていない点でも基本法5条1項2文に違反する。なお、本判決は、以上のような違憲性のため、テレビ委員会の委員構成は新たに規律されなければならないので、テレビ委員会の委員構成が多様性確保の観点から憲法上の要請を満たしているか否かについての判断をする必要はないとした。

テレビ委員会とほぼ同じことが、経営委員会の委員構成を規律するZDF州際協定24

条1項にも妥当する。ただし、経営委員会は委員の数が少ないため、委員構成は政治的多様性の観点からは憲法上の問題はなく、兼職禁止の規律が設けられる限りにおいて、5分の3の多数決によって経営委員会の8人の委員をテレビ委員会から選出することにも憲法上の問題はないとされた。

連邦憲法裁判所は、以上のような理由から、抽象的規範統制で違憲の主張の対象となっていなかった宗教界の代表についての規定(d～f)も含めて、ZDF州際協定21条1項全体が憲法違反であり、その他、同条4項(いわゆるRグループの任命権を州首相に与えている規定)、同条10項2文(1項a～fの委員について、理由を示さず選出母体がいつでも委員を罷免できるとする規定)、24条1項、同条3項2文選択肢1(21条10項2文の準用規定)も憲法違反であることが確認された。

なお、第1法廷の8人の裁判官は、行政の代表が監督機関の委員になることを認める点について7対1、監督機関の活動の透明性について5対3、小委員会の委員構成についての判示について7対1、その他の点については裁判官の全員一致で本判決を下した。パウルス裁判官は、行政の代表が監督機関の委員となることができるとする法廷意見に対して反対意見を付した(Rn. 115 ff.)。

(4) 違憲判決の効力

連邦憲法裁判所は、違憲と判断したZDF州際協定の前述の規定をただちに無効にすることは控えた。そうしないと、ZDFのテレビ委員会と経営委員会の根拠規定が無効になり、活動できなくなってしまうからである。本判決は、ZDFが監督機関のない状態で放送を続けるよりも、委員構成が違憲とはいえ、これまでのままテレビ委員会と経営委員会の内部監督を続けさせる道を選んだ。ただし、2015年6月30日までという期限を設けて、それまでにZDF州際協定を改正するよう立法者に求めた。なお、もしこの期限までに改正されなくても、それによって違憲と判断された規定がただちに無効になるわけではない。本判決は、そのような場合には、ZDF州際協定が改正されるまでの経過期間に適用される施行命令を事後的に下す可能性にも言及している(Rn. 110 ff.)。

▶ 5 結びにかえて

ZDF事件判決は、放送の自由から、放送における多様性維持の要請を導き出し、そこからさらに放送を国家から遠ざけるという要請を導き出すことで、公共放送の監督機関の委員構成のあり方について連邦憲法裁判所として初めて、以下のような明確な基準を示したところに意義がある。本判決によれば、①公共放送の監督機関における国家の委員と国家に近い委員の影響を徹底的に制限しなければならない。その割合は、それぞれの機関の法律上の委員の3分の1を超えてはならない。②それ以外の、社会的勢力の代表の委員構成は、多様性確保の観点も視野に入れつつ、徹底的に放送を国家から遠ざけるように内容形成されなければならない。③政府や行政の代表は、社会的勢力の代表の選考および任命に特定の影響力を持つてはならない。④社会的勢力の代表を、個人的に国家から遠ざけることを保障するために、兼職禁止のための規律を設けなければならない。⑤監督機関のすべての委員に選出母体の指図から自由な活動を可能にする地位を確保しなければならない。⑥公共放送の監督機関の活動について最低限度の透明性を保障するための規律を設けなければならない。

筆者は、2014年11月13日、連邦憲法裁判所のマージング裁判官に面会し、ZDF事件判決について意見交換する機会を得た⁽³³⁾。同裁判官は、公共放送の外部に監督機関を設けず、合議制の内部監督機関に、社会的勢力だけでなく国家や政党も委員を派遣してきたド

イツの監督の仕組みについて、ヨーロッパのどこにもない、とても特殊な仕組みであることをまず指摘した。そのうえで、国家や政党の代表が監督機関に関与することは多様な視点をもたらすものとして排除する必要はないが、放送における「多様性の維持」が最も重要であり、委員構成が本当に多様であれば、そこに国家や政党の代表が含まれていても、影響力を行使することは困難になると考えたとのことだった。だからこそ、多様な委員構成になるために、社会的勢力の代表の任命に行政が関与しないことや、兼職禁止規定を設けるという基準を示したという。なぜ国家や政党の代表の割合に「3分の1を超えない」という限界を設けたのかという筆者の質問に対しては、ARDを構成している放送協会の監督機関の委員構成も参考にしたが、なぜ「3分の1」でなければならないかについて積極的根拠を示すことは難しいと認めた上で、単にZDFを国家から遠ざけなければならないというだけでは不十分であり、立法者に対し国家および政党の内部監督機関への関与を制限しなければならないと理解させるためには明確な基準を示すことが必要だと考えたとの説明を受けた。

本判決に対しては、内部的多元主義により多様性が確保されるという考え方は、希望にすぎず、現実離れしているという批判⁽³⁴⁾に加えて、パウルス裁判官反対意見に同調し、国家からの自由をより重視すべきだったという批判もある⁽³⁵⁾。しかし、筆者としては、第1次放送判決から50年以上を経て、これまでその効果についてどちらかといえば懐疑的に評価されてきた公共放送における内部的多元主義について、あえてその再活性化を試みた判決であり、あらゆる面からよく考えられた、結果においてバランスのとれた判決だというコルニルスの分析を支持したい⁽³⁶⁾。

州首相会議は、2015年6月30日を目指してZDF州際協定改正準備に着手した。また、ZDFだけでなく、ARDを構成する放送協会の監督機関の委員構成に加えて、民間放送の監督のために州政府から独立して設置されている州メディア委員会の合議機関の委員構成も、本判決によって示された基準に適しているか否か吟味が必要だと指摘されている⁽³⁷⁾。ドイツでは、公共放送の報道局長人事への政治介入をきっかけに本判決が下された。ブレンダー事件が憲法裁判に発展したのは、連邦憲法裁判所があり、そのうえ二大政党制が定着しているからである。

外部監督に服さず、内部にのみ監督機関としてテレビ委員会と経営委員会が設けられているZDFと、総務大臣が放送行政についての権限を持っており、そのうえで内部に経営委員会が設けられている日本放送協会(NHK)を単純に比較することはできない⁽³⁸⁾。とはいえ、内部的多元主義に基づく監督機関に国家を代表する委員や国家に近い委員の参加を認めつつ、当該委員が与える影響を徹底的に制限するとともに、社会的勢力を代表する委員については、その選考および任命への国家の影響力行使を排除しなければならないという考え方は、近年、NHK経営委員の人事に起因する騒動が続いている日本にとっても興味深いといえよう。

〔追記〕本稿は、日本学術振興会科学研究費助成金基盤研究(C)「フルデジタル時代の通信放送法制の憲法学的考察」(平成24年～平成26年)の研究成果の一部である。

●注

1. ARDを構成する放送協会は、地域によってはひとつの州ではなく、隣接する複数の州によって設立されていることもある。ドイツには16の州があるが、現在、ARDは、9つの地域の放送協会と外国向け放送を行うDeutsche Welleによって構成されている。
2. ZDFは、全国向け総合編成番組ZDFの他、地上波デジタル化後はZDFinfo、ZDFneo、ZDFkulturという番組も放送している。さらに、ARDとともにドイツ語ラジオを組織しており、さらに3Sat、Phoenix、ARTE等のテレビ番組の編成に参加している。

3. BVerfGE 12, 205. 浜田純一「連邦によるテレビ会社設立の合憲性」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例〔第2版〕』（信山社、2003）467頁以下、西土彰一郎『放送の自由の基層』（信山社、2011）57頁以下、鈴木秀美『放送の自由』（信山社、2000）63頁以下参照。
4. 公共放送の内部的多元主義について、石川明「放送における多様性—ドイツにおける理念とその変容」関西学院大学社会学部紀要91号（2002）51頁、同「放送の公共性と放送の自由」花田達朗編著『内部的メディアの自由』（日本評論社、2013年）95頁以下参照。公共放送の監督の仕組みについての最近の興味深い分析として、Caroline Hahn, Die Aufsicht des öffentlich-rechtlichen Rundfunks, 2009 S. 40 ff.
5. Matthias Cornils, Revitalisierung des Binnenpluralismus, K&R 2014, 387の指摘。Vgl. Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, Kühling, Art. 5 GG Rn. 87; Peter M. Huber, Die Staatsfreiheit des Rundfunks — Erosion und Neujustierung, in: Detterbeck u.a. (Hrsg), Recht als Medium der Staatlichkeit, FS f. Bethge, 2009, S. 509; Hahn, a.a.O. (Fn. 4), S. 196.
6. Funkkorrespondenz Nr. 3 vom 28. 1. 2011, S. 10 ff.
7. Funkkorrespondenz Nr. 48 vom 9. 12. 2011, S. 16.
8. BVerfG, Urteil v. 25. 3. 2014 – 1 BvF 1/11 u. 1 BvF 4/11, JZ 2014, 560-572. この判決の評釈として、Christoph Degenhart, Ein (zu kleiner?) Schritt in die richtige Richtung, K&R 2014, 340 f.; Christian Kirchberg, Anm., DVBl 2014, 1137 ff.; Cornils, a.a.O. (Fn. 5), 386 ff.; Christian Starck, Das ZDF-Gremien-Urteil des Bundesverfassungsgerichts und seine gesetzliche und staatsvertragliche Umsetzung, JZ 2014, 552; Michael Sachs, Staatsferne Vielfaltssicherung in den öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten, ZG 2014, 275 ff.; Dieter Grimm, Anm., epd medien Nr. 33 vom 15. 8. 2014, 3 ff.; Karl-E. Hain, Anm., epd medien Nr. 33 vom 15. 8. 2014, 9 ff.; Hesse/Schneider, Anm., NVwZ 2014, 881 f.; Dieter Dörr, Grundrechte: Rundfunkfreiheit, Gebot der Vielfaltssicherung und der Staatsferne, JuS 2014, 664 ff.; Hans-Günter Henneke, Vertreter der Kommunen und der kommunalen Spitzenverbände in den Aufsichtsgremien der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten, Der Landkreis 2014, 106 f.
9. ZDF 事件判決のパウルス裁判官反対意見 (Rn. 135) において、この判決が連邦憲法裁判所の第14次放送判決だとされている。
10. Cornils, a.a.O. (Fn. 5), 393の指摘。
11. 内部監督機関についての本稿の解説は、主としてZDF事件判決 (Rn. 3～11) に依拠している。本文中および注において用いる「Rn.」の略号は、本判決に付された欄外番号を示す。
12. Dieter Stolte, Mein Leben mit dem ZDF, 2012, S. 32 ff. ジャーナリストのシュトルテは、1982年から2002年までZDFの会長を務めた。
13. ZDF事件判決 (Rn. 121)。
14. Starck, a.a.O. (Fn. 8), 554. なお、シュタルクは、教育、科学、文化のカテゴリーで当時のニーダーザクセン州首相によって任命され、14年間、テレビ委員会の委員を務めた。Starck, a.a.O. (Fn. 8), 553, Fn. 9参照。
15. Funkkorrespondenz Nr. 47 vom 20. 11. 2009, S. 3 ff.
16. ただし、経営委員会の決議の結果は7対7となった。政党の色分け通りであれば9対5になるはずなのに、CDU/CSU側から2人、契約延長賛成に投じた委員が2人出たことが注目を集めた。
17. この声明は、Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 22. 11. 2009, 25に掲載された。なお、この35人の中には後に連邦憲法裁判所の裁判官となり、ZDF事件判決に反対意見を付したパウルス裁判官も含まれていた。
18. プレンダー報道局長の契約延長を認めないことについて、コッホは、日刊紙フランクフルター・アルゲマイネのインタビューを受け、視聴率低迷がその理由だと説明した。"Was haben Sie gegen Nikolaus Brender?", vom 24. 2. 2009 (<http://www.faz.net/aktuell/feuilleton/im-gespraech-roland-koch-was-haben-sie-gegen-nikolaus-brender-1769495.html>) .
19. Christoph Degenhart, Wozu die Aufregung?, K&R 2010, 9.
20. プレンダー事件を契機とする経営委員会の委員構成や権限をめぐる議論について、Dieter Dörr, Die Mitwirkung des Verwaltungsrats bei der Bestellung des ZDF-Chefredakteurs und das Problem der Gremienzusammensetzung, K&R 2009, 555 ff.; Karl-E. Hain, Rechtliche Bindungen des ZDF-Verwaltungsrats?, K&R 2009, 692 ff.; Christoph Degenhart, Verfassungswidrige Zusammensetzung der Gremien des ZDF?, NVwZ 2010, 877 ff.; Christian Kirchberg, Der Fall Brender und die Aufsicht über den öffentlich-rechtlichen Rundfunk, 2012; Schadowski/Stumpf, Rundfunkfreiheit in Gefahr?, AFP 2012, 417 ff.がある。
21. Funkkorrespondenz Nr. 3 vom 28. 1. 2011, S. 10 ff.
22. Funkkorrespondenz Nr. 48 vom 9. 12. 2011, S. 16.
23. Funkkorrespondenz Nr. 13 vom 28. 3. 2014, S. 6. Vgl. Stolte, a.a.O. (Fn. 12), S. 30.
24. 抽象的規範統制における違憲の主張についての本稿の解説は、主としてZDF事件判決 (Rn. 18～23) に依拠している。
25. Kirchberg, a.a.O. (Fn. 8), 1138.
26. Süddeutsche Zeitung vom 5. 11. 2013. (<http://www.sueddeutsche.de/medien/klage-gegen-zdf-staatsvertrag-zu-viele-freunde-1.1811267>).
27. AGRAについて、鈴木秀美「ドイツの公共放送における内部的自由—現状と課題」花田達朗編著『内部的メディアの自由』（日本評論社、2013）224頁、231頁以下参照。
28. Grimm, a.a.O. (Fn. 8), 3. Hesse/Schneider, a.a.O. (Fn. 8), 881は、ZDF事件判決が放送判決を維持しただけでなく、強化したと指摘する。
29. Grimm, a.a.O. (Fn. 8), 3. 放送の自由について、西土・前掲注3) 60頁以下、鈴木・前掲注3) 63頁以下参照。

30. この概念について、西土・前掲注3) 84頁以下参照。
31. Manole and Others v. Moldova, no. 13936/02, § § 95-102; Centro Europa 7 S.r.l. u.a. v. Italien, no. 38433/09, § § 129 ff. NVwZ-RP 2014, 48 (52 f.).
32. ZDF 事件判決は、具体的にどの委員が国家の代表と国家に近い代表にあたるかについても判断を下しているが、紙幅の関係から、この部分については別稿で論じることにした。
33. 筆者は、大阪大学法学部創立50周年基金により、2014年11月、フライブルク大学にて約1か月の在学研究を行い、その期間中、マーキング裁判官と面会する機会を得た。
34. Sachs, a.a.O. (Fn. 8), 283. これに関連して、3分の1という限界設定に説得力がないという指摘 (Hain, a.a.O. (Fn. 8), 9) もある。また、放送史に詳しいシュヴァルツコプフ (Dietrich Schwazkopf, Nach dem ZDF-Urteil, Funkkorrespondenz, 16, 2014 vom 17. 4. 2014) は、3分の1という限界を設けても、国家の影響力が低下することはないだろうと指摘している。
35. Degenhart, a.a.O. (Fn. 8), 6.
36. Cornils, a.a.O. (Fn. 5), 388, 393.
37. Dörr, a.a.O. (Fn. 8), 667.
38. NHK では、経営委員会に会長の任命権があり、12人の委員のうちの9人以上の多数が必要とされているが、ZDFの会長は、前述の通り、テレビ委員会が任命することになっており、77人のうち47人 (5分の3) の多数が必要とされている。

●引用文献

- 石川明 (2002) 「放送における多様性－ドイツにおける理念とその変容」関西学院大学社会学部紀要 91号 49-59頁
- 石川明 (2013) 「放送の公共性と放送の自由」花田達朗編著『内部的メディアの自由』日本評論社, 84-105頁
- 鈴木秀美 (2000) 『放送の自由』信山社
- 鈴木秀美 (2013) 「ドイツの公共放送における内部的自由－現状と課題」花田達朗編著『内部的メディアの自由』日本評論社, 221-235頁。
- 西土彰一郎 (2011) 『放送の自由の基層』信山社
- 浜田純一 (2003) 「連邦によるテレビ会社設立の合憲性」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例〔第2版〕』信山社, 467-470頁
- Matthias Cornils (2014) Revitalisierung des Binnenpluralismus, K&R 2014, 386-394
- Christoph Degenhart (2010) Verfassungswidrige Zusammensetzung der Gremien des ZDF?, NVwZ 2010, 877-880.
- Christoph Degenhart (2010) Wozu die Aufregung?, K&R 2010, 8-9.
- Christoph Degenhart (2014) Ein (zu kleiner?) Schritt in die richtige Richtung, K&R 2014, 340-341.
- Dieter Dörr (2009) Die Mitwirkung des Verwaltungsrats bei der Bestellung des ZDF-Chefredakteurs und das Problem der Gremienzusammensetzung, K&R 2009, 555-559.
- Dieter Dörr (2014) Grundrechte: Rundfunkfreiheit, Gebot der Vielfaltssicherung und der Staatsferne, JuS 2014, 664-667.
- Dieter Grimm (2014) Anm., epd medien Nr. 33 vom 15. 8. 2014, 3-7.
- Caroline Hahn (2009) Die Aufsicht des öffentlich-rechtlichen Rundfunks, Frankfurt, Peter Lang.
- Karl-E. Hain (2009) Rechtliche Bindungen des ZDF-Verwaltungsrats?, K&R 2009, 692-696.
- Karl-E. Hain (2014) Anm., epd medien Nr. 33 vom 15. 8. 2014, 9-11.
- Hans-Günter Henneke (2014) Vertreter der Kommunen und der kommunalen Spitzenverbände in den Aufsichtsgremien der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten, Der Landkreis 2014, 106-107.
- Hesse/Schneider (2014) Anm., NVwZ 2014, 881-882.
- Peter M. Huber (2012) Die Staatsfreiheit des Rundfunks — Erosion und Neujustierung, in: Detterbeck u.a. (Hrsg), Recht als Medium der Staatlichkeit, FS f. Bethge, S. 497-510.
- Christian Kirchberg (2012) Der Fall Brender und die Aufsicht über den öffentlich-rechtlichen Rundfunk, Karlsruhe, KIT Scientific Publishing.
- Christian Kirchberg (2014) Anm., DVBl 2014, 1137-1139.
- Jürgen Kühling (2014) Art. 5 GG, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, München, C. H. Beck, S. 98-165.
- Michael Sachs, Staatsferne Vielfaltssicherung in den öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten, ZG 2014, 275 ff.
- Schadowski/Stumpf (2012) Rundfunkfreiheit in Gefahr?, AfP 2012, 417-420.
- Dietrich Schwazkopf (2014) Nach dem ZDF-Urteil, Funkkorrespondenz, Nr. 16 vom 17. 4. 2014, 3-5.
- Christian Starck (2014) Das ZDF-Gremien-Urteil des Bundesverfassungsgerichts und seine gesetzliche und staatsvertragliche Umsetzung, JZ 2014, 552-557.
- Dieter Stolte (2012) Mein Leben mit dem ZDF, Berlin, Nicolai.

鈴木秀美 (大阪大学大学院高等司法研究科教授)